

介保第106号
令和3年6月23日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者 様

医療・介護保険局 介護保険課長
(公 印 省 略)

第4期奈良県緊急対処措置における
福祉施設・事業所等の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年4月27日付け「福祉施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対策について」でお知らせしました新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処措置は、「第4期奈良県緊急対処措置」として7月11日まで延長されます。

県内の新型コロナウイルス新規感染者の発生は、大変低い水準に抑制されてきている状況ではありますが、県民全体へのワクチン接種が、まだ充分でない現状であり、今後のリバウンドの懸念が残ることから、引き続き、高い危機意識を持ち続けることが重要です。

県では、「持ち込まない対策」、「早期発見・拡大防止対策」の徹底を期すための「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成していますので、改めてお知らせします。各施設長・管理者におかれてはその内容をはじめとして感染症防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

以下、URLに記載しています。

○奈良県新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処措置の全文

: <http://www.pref.nara.jp/58767.htm>

○社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

: <http://www.pref.nara.jp/54673.htm>

施設整備係

TEL:0742-27-8534

介護事業係

TEL:0742-27-8532